

法人地方所得税の利子・配当所得の特別徴収制度の改正内容

(地方税法施行令第100条の19)

2015年6月30日

地方税法施行令が2015年6月1日に一部改正されました(大統領令第26290号、2015年6月1日)。改正された地方税法施行令第100条の19[特別徴収義務]によると、利子・配当所得¹⁾に対する地方所得税を特別徴収時、特別徴収義務者は納税義務者に特別徴収領収証を発給するよう義務化されました。なお、特別徴収明細書は年1回のみ提出することと改正されました。但し、外国法人に支給する国内源泉所得に対する法人地方所得税は、同改正規定が適用されませんので、今までどおりに処理すれば結構です。

¹⁾ 配当所得は「集合投資機構からの投資信託の利益」のみが該当します(以下同様)。

以下では、内国法人に利子・配当所得を支給し、法人地方所得税を特別徴収する規定のうち、改正内容について簡略にご案内させていただきます。

I. 法人地方所得税特別徴収(地方税法第103条の29)

利子・配当所得の支給時、内国法人から法人税を源泉徴収する場合には、源泉徴収する法人税の10%を法人地方所得税に特別徴収してその徴収日が属する月の翌月10日までに納税地管轄の地方自治団体の長に納付しなければなりません。

II. 特別徴収時、納税義務者に特別徴収領収証の発給を義務化(地方税法施行令第100条の19)

特別徴収義務者は、納税義務者から法人地方所得税を特別徴収した場合、その納税義務者に特別徴収領収証を発給しなければなりません。但し、法人税法第73条による源泉徴収義務者が源泉徴収領収証を発給するとき、法人地方所得税の特別徴収額とその納税地の情報を含めて発給する場合には、当該法人地方所得税の特別領収証を発給したものとみます。ただ、利子・配当所得が口座別に年間100万円以下の場合には発給義務がありませんが、納税義務者が発給を要求する場合には発給しなければなりません。

<適用時期> 2015年6月1日以後に納税義務が成立する分から適用される。

Ⅲ. 利子・配当所得地方所得税の特別徴収明細書の提出を年1回に縮小(地方税法施行令第100条の19)

内国法人に支給する利子・配当所得に対する法人地方所得税の特別徴収時、徴収の都度に特別徴収義務者がその徴収日が属する月の翌月10日までに管轄地方自治団体の長に提出しなければならなかった「地方所得税の特別徴収計算書および明細書」を、今後はその徴収日が属する年の翌年3月31日までに年1回のみ当該年度の「法人地方所得税の特別徴収明細書(地方税法施行規則別紙第42号の4書式)」を提出するよう改正されました。

従前	変更
徴収の都度その徴収日が属する月の <u>翌月10日</u> までに提出	その徴収日が属する年の <u>翌年3月31日</u> までに <u>年1回のみ</u> 提出

<適用時期>2015年6月1日から施行され、特別徴収明細書の提出を年1回に縮小する規定は2015年1月1日以後に特別徴収する分に対しても適用する。

- 以上 -